

NR 制度の移管と NR・サプリメントアドバイザー統合資格事業について

I. NR 移管に対する基本的考え方

栄養情報担当者（以下「NR」という。）制度は、平成 22 年 4 月に開催された厚生労働省の省内事業仕分けの結果等により、平成 27 年度までの早い時期に、独立行政法人国立健康・栄養研究所（以下「研究所」という。）から第三者機関へ移管することとされた。このため、研究所と一般社団法人日本臨床栄養協会（以下「協会」という。）は協議の結果、NR 制度と協会のサプリメントアドバイザー（以下「SA」という。）制度を統合する方法で NR 制度を協会に移管することになった。

NR 制度と SA 制度とともに、厚生労働省の「保健機能食品等に係るアドバイザースタッフの養成に関する基本的考え方について（平成 14 年 2 月 21 日 食発第 0221002 号）」（以下「通知」という。）に記載されている「消費者が自分の健康の維持増進等の目的に合致した食品や消費者の食生活状況や健康状態に応じた食品を、安全にかつ適切に選択し、摂取することを可能とするためには、これらの食品の持つ成分の機能及びその活用方法等について理解し、正しく情報を提供できる助言者、すなわち、アドバイザースタッフ」を養成することを目的に設立した事業である。この通知が公表されてから、その趣旨に沿ったアドバイザースタッフが養成・認定されてきた。しかし、基本的な考え方の違いから多様な養成・認定団体が乱立し、養成されたアドバイザースタッフの水準も均一ではなく、消費者から十分な評価と認知を得ている状況とは言えない。

多様なアドバイザースタッフの中で、NR と SA の資格取得者は、管理栄養士・栄養士・薬剤師などが主体であるという共通点があり、また、資格認定の基本的考え方が、日常の食事を重視し健康食品やサプリメントをあくまで補助的なものと位置付けるという点で一致している。NR と SA の資格を統合することにより、統合資格の社会的な認知度が高まり、資格取得者の活用の機会を増やすことが期待できる。

このような中、厚生労働省の独立行政法人評価委員会は、研究所の平成 22 年度総合評価において「第三者機関への移管について、資格既取得者に不安や混乱が生じないよう十分配慮しながら、今後の展開と方針を明らかにすべきである。」との考えを示した。

上記の背景を踏まえ、協会は研究所の協力のもとに NR と SA の双方の特徴を取り入れたより良いアドバイザースタッフ制度の創立を目指して、下記の統合資格事業を行うこととする。

II. 資格統合へのプロセス

1. NR 制度の協会への移管作業(独立行政法人国立健康・栄養研究所認定栄養情報担当者名簿の管理に係るもの並びに後述する II の 7 の資格の統合に係る一部のものを除く。)は、平成 25 年 3 月末までに完了させる。

2. 統合による新しい資格名称は『NR・サプリメントアドバイザー』（以下「統合資格」という。）とし、統合資格の名称の使用は平成 24 年 4 月 1 日より開始する。
3. 研究所による NR 資格確認試験は平成 23 年 11 月、また NR 認定試験は平成 24 年 6 月の実施をもって終了する。
また、これに伴い、研究所の NR 資格認定行為(資格の更新を含む。)は平成 24 年 7 月をもって終了する。
なお、移管に伴う措置として、第 7 回から第 9 回の NR 認定試験を独立行政法人国立健康・栄養研究所認定栄養情報担当者認定規程第 12 条第 1 項第 4 号の資格を持って受験し合格した者(以下「4 号合格者」という。)に対しては、同規程第 3 条第 1 項ただし書きの規定等にかかわらず、大学等の卒業前であっても、平成 24 年 7 月に NR 資格を付与する。
4. 協会による SA 認定試験は平成 24 年 12 月の実施をもって終了する。
5. 統合資格の第 1 回試験は、平成 25 年 12 月に実施する。
6. NR 資格を保有する者（以下「NR 資格者」という。）の統合資格への移行は、協会への移籍により行う。
7. NR 資格者は、個々の NR 資格有効期限内に協会に移籍手続きをとること。本移籍手続きは平成 24 年 4 月 1 日から開始し、入会金(1,000 円)と正会員年会費(8,000 円)を同時に納入することにより移籍手続きは終了する。
移籍手続きは、毎年 1 月から 2 月末まで及び 4 月から 5 月末までの 2 回実施し、移籍時期については下表のとおりとする。
なお、4 月から 5 月末までに移籍手続きを行った場合の年会費は納入年度分の年会費として取り扱うものとし、1 月から 2 月末までに移籍手続きを行った場合の年会費は次年度分年会費として取り扱う。

手続期間	移籍時期
① 平成24年4月から5月	平成24年7月
② 平成25年1月から2月	平成25年4月
③ 平成25年4月から5月	平成25年7月
④ 平成26年1月から2月	平成26年4月
⑤ 平成26年4月から5月	平成26年7月
⑥ 平成27年1月から2月	平成27年4月
⑦ 平成27年4月から5月	平成27年7月

8. SA 資格を保有する者（以下「SA 資格者」という。）への統合資格認定証の交付は、平

成 24 年度会員証の送付と同時に行う。

9. 協会に移籍した NR 資格者並びに SA 資格者に対する統合資格の認定カードの発行は、協会において平成 24 年 4 月以降に資格の更新を迎える対象者の申請により順次実施していく。

10. II の 7 により協会へ移籍を行わなかった NR 資格者に対する統合資格への移行の案内・審査並びに協会への移籍の案内については、研究所において実施する。この終了に伴い、平成 27 年 7 月に NR 制度は全廃する。

これに伴い栄養情報担当者(NR)の名称を第三者が使用することはできない。

11. 平成 24 年度からの NR、SA 及び統合資格の有資格者に対する単位取得のための研修会、セミナーの開催を含めたレベルアッププログラムの展開、平成 25 年度から実施される統合資格による新カリキュラムの編成、テキストの編纂、試験問題の作成等を総合的に検討し連携・推進していくため、速やかに協会・研究所双方のメンバーで構成される新教育企画認定委員会を協会内に設置する。なお、後述する III の 2 により協会の養成施設に認定される施設のカリキュラムについて、経過措置として、所属学生に対しては教育の一貫性を確保し、かつ所属学生の不利益にならないよう留意する。

12. 統合資格の養成は、現行の NR テキスト「健康・栄養食品アドバイザースタッフ・テキストブック」と SA テキスト「サプリメントアドバイザー必携」を統合し、新たなテキスト「NR・サプリメントアドバイザー必携」を平成 24 年度中に改訂編纂し、平成 25 年 4 月より開講される通信教育・養成講座から使用する。

III. 統合資格の受験

1. 研究所より NR 認定試験の受験資格を取得するための養成講座(以下「NR 養成講座」という。)として認定されている学校(学校教育法に定める大学、高等専門学校及び専修学校をいう。以下同じ。)は、

- ① 協会の養成施設として認定される
- ② 協会の学校会員(所属学生が協会の学校会員となって協会の通信教育を受ける。)となる

の何れかの方法により所属学生に統合資格の受験資格を取得させることができる。

2. NR 養成講座として認定されている学校は、平成 24 年 12 月以降平成 25 年 2 月までに、協会へ養成施設継続の申請をすることにより、協会の養成施設として認定される(以下、認定教育機関という)。その際、当該学校から新たな費用は徴収しない。なお、協会が養

成施設として維持していくために必要とされる登録料等については、協会と研究所が協議の上、決定する。

3. NR 養成講座として認定されている学校が、上記 2 に記載されている期間に養成施設継続の申請をせず、協会の学校会員となって通信教育による統合資格の受験資格を学生に取得させることとする場合には、上記 2 の期間内に学校会員になる申請を協会に行う。その際、学校会員年会費(25,000 円)が必要となるが、学校登録申請料(50,000 円)は免除する。

4. 認定教育機関に所属する学生は、学内で実施される所定のカリキュラムの修了をもって、協会の会員となることなく、統合資格の受験資格を得るものとする。ただし、試験合格後は、速やかに協会への入会申請を行ない、同時に入会金 (1,000 円) 及び次年度の正会員会費 (8,000 円) を納入する (以下、試験合格後に正会員なる場合は同じ取り扱いとする。) ものとし、統合資格は学生を含め、合格者に対し、合格時に付与する。

5. 認定教育機関の卒業生 (学内で実施される所定のカリキュラムの修了した者に限る。以下同じ。) が統合資格の試験を受験する際には、協会の正会員であることが受験資格の要件となる。

ただし、経過措置として、上記の受験資格については、平成 26 年 3 月の卒業生が平成 26 年 12 月の第 2 回試験を受験する場合に限り、協会の会員となることなく、統合資格の受験資格を得るものとし、試験合格後、速やかに協会の正会員になるものとする。

6. 平成 26 年 6 月末までに NR 養成講座を既に修了し NR 受験資格を有している者 (以下「NR 受験資格者」という。) は、協会の正会員となり、民間の NR 養成講座 (学校以外) の修了者を含め講座修了を証明できる間は、統合資格の受験資格を認める。

ただし、特例的な経過措置として、上記の受験資格については、平成 25 年 12 月の第 1 回試験及び平成 26 年 12 月の第 2 回試験に限り、協会の会員となることなく、統合資格の受験資格を得るものとし、試験合格後、速やかに協会の正会員になるものとする。

7. 認定教育機関の卒業生及び NR 受験資格者は、協会の正会員となり、統合資格の受験のために協会の通信教育を受講する場合には、協会の定めによる再受講扱いの受講料で受講を認める。

8. 民間の NR 養成講座 (学校以外) については、民間養成施設の養成講座を協会の通信教育と並行して実施していくことは困難であるため、平成 26 年 7 月以降に民間養成講座で養成された者には受験資格は認めない。

9. 研究所の NR 認定試験受験資格確認試験の受験資格を取得するための民間の養成講座を修了した者は、修了の証明書があれば、協会の正会員となることにより、平成 24 年 4 月に開講する SA 認定試験の受験資格（以下「SA 受験資格」という。）を得るための協会の通信教育及び平成 25 年 4 月に開講する統合資格の受験資格を得るための協会の通信教育を協会の定めによる再受講扱いの受講料で受講を認める。

10. SA 受験資格を有している者は、協会の継続会員であれば、統合資格の受験資格を認める。

11. 受験料について

受験料は 15,000 円（合格者への認定証・認定カードの発行料を含む。）とし、認定教育機関の所属学生は、本人が直接協会に受験申請し納入する。

IV. 統合資格の養成における教育

1. 通信教育について

- ① 従来の SA 認定講座の通り 40 単位の認定とする。
- ② 講座スケジュール：4 月開講・11 月閉講とする。
- ③ 受講料：一般受験者は初回受講 50,000 円、再受講 20,000 円
協会の学校会員所属の学生会員は 5,000 円

2. 認定教育機関における教育について

認定教育機関の授業とその授業の単位取得証明をもって、40 単位を付与する。

V. 統合資格の更新

1. 統合資格の更新は 5 年毎とし、更新に必要な単位は 5 年で 50 単位とする。資格更新にあたっては協会の継続会員でなければならない。

2. 単位の取得方法（下記の何れかを選択）

- ① 日本臨床栄養学会・協会大連合大会への参加：10 単位(参加費用 10,000 円)
- ② サプリメントフォーラムへの参加：10 単位(大連合大会参加費に含む)
- ③ 協会主催のレベルアップセミナーの受講：10 単位(受講費用 3,000 円)
- ④ 通信教育の再受講：20 単位(受講費用 20,000 円)
- ⑤ サプリメントフォーラム収録 DVD 購入による自己学習：10 単位(価格 6,000 円)
- ⑥ 論文発表（食品と健康に関する論文のうち、査読がある学術論文の掲載）：
1 編につき筆頭著者 10 単位、共著者 5 単位
- ⑦ 学会発表：5 単位

- ⑧ 協会が承認した関連する学会や団体および研究所が実施するセミナー等への参加： 取得単位数は協会が承認時に決定

3. NR 資格者が、既に NR 更新のために取得している研修単位は、日本臨床栄養協会の研修単位との整合性を図り、読み替えの上登録する。(基本的に NR の 2 単位は協会では 5 単位に相当)。
4. 平成 25 年度以降の資格更新申請時には「アドバイザースタッフとしての現状と課題」をテーマにしたレポート及び更新用の単位取得内容に関するレポートを併せて協会指定の様式により提出を求める。
5. NR 資格者がⅡの 7 に従って協会に移籍手続きを完了し統合資格を取得した後の最初の資格更新時期は、NR としての最終資格有効期限に 2.5 年を加えた時期とし、以後はⅤの 1 により 5 年毎に更新するものとする。(下表を参照)

資格を取得したときの試験	NR資格有効期限	統合資格へ移行した者の最初の資格更新時期
第3回NR認定試験合格者(Ⅱの7の①の者)	平成24年7月	平成27年1月
第6回NR認定試験合格者(Ⅱの7の①の者)		
第1回NR認定試験合格者	平成25年7月	平成28年1月
第4回NR認定試験合格者		
第7回NR認定試験合格者(4号合格者を除く)		
第2回NR認定試験合格者	平成26年7月	平成29年1月
第5回NR認定試験合格者		
第8回NR認定試験合格者(4号合格者を除く)		
第3回NR認定試験合格者(Ⅱの7の①の者を除く)		
第6回NR認定試験合格者(Ⅱの7の①の者を除く)	平成27年7月	平成30年1月
第7回NR認定試験合格者(4号合格者)		
第8回NR認定試験合格者(4号合格者)		
第9回NR認定試験合格者		

6. 更新申請料 5,000 円 (5 年毎)

Ⅵ. 有資格者向け新規レベルアッププログラムの展開

今後研究所と協会とは協力して資格者のレベルアップに資するプログラムを共同展開していくが、セミナーの開催をはじめとした具体的内容については、平成 24 年度 4 月以降、順次発表する。

ただし、平成 24 年度における資格更新に必要な研修会、セミナーの開催方針については平成 23 年度中にとりまとめ、公表する。

VII. NR 養成講座（学校以外）が開催する資格更新のためのセミナーの取扱

NR 移管後に統合資格更新のための単位付与を目的としたセミナーに対する単位付与については十分配慮する。